助成や講習会の利用を 野生鳥獣害対策

野生鳥獣被害を食い止めるため、電気柵などを設置しましょう。講習会も行います。

■電気柵の助成

対象　個人や2世帯以上の小規模な電気柵など

助成額

①購入額の半額（上限5万円）

②2世帯以上は上限10万円

③県民参加型は年度内で施工完了な金額

■動物駆逐用煙火講習会

ごう音玉・動物駆逐用花火の購入や使用は講習を受ける必要があります。主な煙火類の購入は市の補助で無料です。

とき・ところ

▽6月7日（土）午前10時30分・片品村役場2階

▽6月8日（日）午前の部　午前10時30分、午後の部　午後1時30分・利根沼田文化会館3階

対象　20歳以上

定員　各回50人

申込み　日曜日を除く、4月25日（金）から5月16日（金）（臨時休業有り）の午前10時から午後5時に、受講料と申込書、写真を湊屋商店へ（申込書は同店設置）

問合せ　農林課有害鳥獣対策センター☎内線7850

区　分	更　新（手帳所持者）	5年更新（5年で更新となる人）	新　規
受講料	2,000円	4,500円	5,000円
必要書類	申込書、煙火消費保安手帳	申込書、煙火消費保安手帳	申込書
		受講者証明書用写真（縦3㎝×横2.5㎝） ・裏面に氏名を記入 ・背景の無いもの、色付き眼鏡不可、鮮明で頭、顔が切れていないもの、3カ月以内のもの	

1006799 特定求職者雇用企業奨励金

市では、国が実施する特定求職者雇用開発助成金制度を活用して、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に、奨励金を交付します。

対象労働者　市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人

申込方法　国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円（9万円）	1年	第1～2期 各9万円（各4.5万円）
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者／同条第5号に規定する重度知的障害者／同条第6号に規定する精神障害者／同条第2号または4号に規定する身体障害者または知的障害者で45歳以上	36万円（18万円）	1年6カ月	第1～3期 各12万円（各6万円）

※交付期間（6カ月）ごとに交付。（　）内は短期間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）に対する交付金額

申込み・問合せ　産業振興課商工振興係☎内線5005

1006720 空き家解体補助事業

※必ず着工前に要申し込み

対象の空き家　1年以上居住していない個人所有の一戸建てなどで、抵当権が設定されていない

※物置などとして利用や管理者が同一敷地内または隣接地に居住しているものは対象外

対象　市税の滞納がなく、次のいずれかに該当

①空き家の所有者または相続人

②①のいずれかから同意を得た人

対象工事　空き家の全部を解体する未着手工事

補助額　経費の3分の1以内（限度額15万円）

※建築日が昭和56年5月31日以前を証明できる場合は10万円加算

申込み　4月14日（月）から予算額に達した時点で終了

その他　木造耐震関連補助（木造住宅耐震診断、耐震改修工事費、耐震シェルター設置工事費、ブロック塀など撤去費）は要相談

問合せ　建築住宅課建築指導係☎内線4112

福祉

1002487 タクシー料金補助利用券の交付

在宅で重度の障がいがあり、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な人などに、年間30枚を上限としてタクシー券（初乗り運賃）を交付します。

対象　次のいずれかに該当

▽身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、視覚、肢体不自由の障害が1・2級、または内部障害1級▽療育手帳の判定がA▽精神障害者保健福祉手帳の判定が1級▽市町村民税非課税世帯のうち、介護保険法に規定する要介護者・要支援者、または総合事業対象者のうち「訪問型サービス」、「通所型サービス」を利用している人

※病院や施設に入院・入所している人、自動車税・軽自動車税の減免を受けている人は対象外

申込み　各種手帳や介護保険証を持参し、社会福祉課障害福祉係（総合事業対象者は介護高齢課）

問合せ　社会福祉課障害福祉係☎内線3109

スポーツ

1012693 体育施設予約状況の公表

次の体育施設について、予約状況をWEBで確認できる